

年末・年始のし尿・ごみ処理および斎場の使用について

南部衛生センターからのお知らせ

1. 年末・年始休業

12月29日(金)から1月3日(水)まで休業となります。休業期間は「ごみステーション」には出さないでください。

2. 年末・年始収集業務

●燃えるごみ

収集コース	年 末	年 始
広野町全域	12月28日(木)	1月4日(木)

●資源ごみ及び燃えないごみ

プラスチック製容器包装・ペットボトル・紙パック

収集コース	年 末	年 始
広野町全域	12月26日(火)	1月9日(火)

●カン類・その他の不燃物

収集コース	年 末	年 始
広野町全域	12月25日(月)	1月29日(月)

●ビン類

収集コース	年 末	年 始
広野町全域	12月11日(月)	1月15日(月)

※ごみは収集当日の朝8時30分まで、ごみステーションに出してください。

●粗大ごみ

年末の申込は、12月7日(木)午後4時まで受付いたします。収集日は12月8日(金)になります。

年始の申込は、平成19年1月4日(木)から平常どおり受付いたします。

お問い合わせ先：南部衛生センター
☎ 25-4609

3. 年末年始の一般持込み

年末の業務は、12月28日(木)午後4時までとなります。

25日(月)から28日(木)は大変混み合いますので、22日(金)までに持込みをされますようにご協力をお願いいたします。

年始の業務は、1月4日(木)から平常どおり行います。

双葉環境センターからのお知らせ

年末、年始(12月、1月)のし尿収集及び浄化槽清掃は次のとおりになっておりますので、お早めに申してください。

【し尿収集】

広野町、榑葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町の7町村の申込締め切りは、12月15日(金)で12月28日(木)までに収集いたします。

なお、締切日以降の申込については、平成19年1月4日(木)以降に収集いたします。

【浄化槽清掃】

広野町、榑葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村の8町村の申込締め切りは、12月6日(水)で12月28日(木)までに収集いたします。

なお、締切日以降の申込については、平成19年1月4日(木)以降に収集いたします。

斎場からのお知らせ

年末年始の斎場業務についてお知らせいたします。

平成19年1月1日(月)から平成19年1月3日(水)まで休業いたします。

年末の業務は、12月31日(日)までの「使用許可」を受けている方まで執行いたします。

年始の業務は、1月4日(木)から行います。休業中のお問い合わせは、各町村役場の窓口にご連絡をお願いいたします。

※斎場職員に対する「心付け」「謝礼」等は、固くお断りいたしますので、よろしく願いいたします。



- ◎ 収集日以外の日はごみを絶対に出さないでください。
- ◎ ごみは収集日の午前8時30分まで投入してください。
- ◎ ごみは指定された袋に入れ出しください。
- ◎ 「ごみステーション」周辺の清掃に協力ください。

「電話のユニバーサルサービス制度」がスタートします

日本全国で提供されている加入電話、公衆電話、緊急通報(110番・118番・119番)の電話サービス。これらが、電気通信事業法に定められたユニバーサルサービスです。

NTT東日本・西日本が提供しているこれらのサービスは携帯電話やIP電話の普及及び電話サービスの競争の進展などに伴い通話料金が大幅に安くなりましたが、一方では、このユニバーサルサービスの提供費用が不足することとなりました。

このため、NTT東日本・西日本も含め固定電話・携帯電話・PHS・IP電話などの電話会社56社が協力して費用を出し合う「ユニバーサルサービス制度」がスタートすることとなりました。

ユニバーサルサービス制度の負担金は、当該負担金を拠出する電気通信事業の費用の一部を構成するものであり、最終的にはその原資は最終利用者からの料金収入によって賄われます。そのため、ユニバーサルサービス制度の負担金を拠出する事業者が当該負担金を経営努力によって内部吸収するか、あるいは利用者に対して負担を求めるかについて、経営判断により決定することになります。

す。詳細はご利用の電気通信事業者にお問い合わせ下さい。

制度の円滑な運営のため、ぜひともご理解とご協力をお願いします。

※制度に関する詳細は、以下のホームページをご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/universalservice/index.html

■お問い合わせ先

東北総合通信局 情報通信部
電気通信事業課
☎ 022-1221-0630

総務省 福島行政評価事務所からのお知らせです

福島行政評価事務所では、「情報公開・個人情報保護総合案内所」を設置しております。

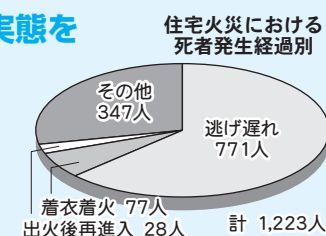
同案内所では、国の行政機関・独立行政法人・特殊法人の情報公開や個人情報保護に関する制度を円滑にご利用いただけるように、制度の仕組み、開示請求手続き、各行政機関等の請求窓口など、制度全般にわたる総合的な案内を無料で行ってまいります。

- 例えば、次のような疑問にお答えいたします。
- 情報公開法や個人情報保護法についてどういった法律ですか？
- 行政文書や法人文書の開示請求はどのようにしたらできますか？

「安全・安心」は家庭の防災から

◇ご存じですか、住宅火災の実態を

平成17年(全国)の建物火災による死者(放火自殺を除く)の発生状況を見ると、1,368人で、うち住宅火災による死者が1,223人で全体の89.4%を占め、特に65歳以上の高齢者が693人で半数以上を占めている。



住宅火災による死者数を低減するには住宅用火災警報器の普及促進が不可欠です。

◇できるだけ早い時期に住宅用火災警報器を設置しましょう!!

●地域の防火防災対策は万全ですか！

お近くの消防署では、地域住民を対象とした防火講話や消火器の取扱い訓練などを実施していますので積極的に参加して防火防災に関する正しい知識と行動力を身につけましょう。

●大切な人を救うため応急手当をおぼえませんか！

富岡消防署では毎週土曜日に、心肺蘇生法とAED(電気ショック)の使用法や止血法などの応急手当の方法を地域の皆さんに知っていただくために応急手当講習会を開催しています。皆さんの家族や親しい人を万が一の場合から救うための正しい応急手当の方法を身につけませんか。

■お問い合わせ先■

富岡消防署 ☎22-2119 榑葉分署 ☎25-2119 川内出張所 ☎38-2119

■お問い合わせ先

〒960-1802-1
福島市霞町1-46 福島合同庁舎3階
福島行政評価事務所内
☎・FAX 024-1515-10193
E-mail annai-f@arion.ocn.ne.jp
HP <http://www.soumu.go.jp/kanku/fohoku/fukushima/fukushima.html>
※交通手段としては、JR福島駅から福島交通バス(市内1コース)に乗り、バス停「附属小前」で下車、徒歩2分です。